

# 資 料

〔課税の適正化について〕

平成23年12月14日

財 務 省

# 消費税：課税の適正化について①（これまでの取組み等）

## 1. 総論

「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、「消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行う」とこととされている。

（参考）平成 23 年度税制改正大綱（抄）（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）

消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手していきます。

## 2. これまでの取組み

前回の税率引上げ（平成 9 年 4 月）以後では、平成 15 年度改正で以下の見直しを行った。

### （1）事業者免税点制度

適用上限額を課税売上高 3,000 万円から 1,000 万円に引下げ。

### （2）簡易課税制度

適用上限額を課税売上高 2 億円から 5,000 万円に引下げ。

### （3）中間申告制度

基準年税額（直前の課税期間の年税額）が 6,000 万円（地方消費税を含む）を超える事業者の中間申告納付回数を年 3 回から年 11 回に増加。

### 3. 平成 23 年度改正における対応

平成 23 年度改正においては、以下の見直しを行った。

#### (1) 免税事業者の要件の見直し

免税事業者の課税売上高が上半期で 1,000 万円を超える場合には、その翌期から課税事業者とする。【平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】

#### (2) いわゆる「95%ルール」の見直し

仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の適用を課税売上高 5 億円以下の中小事業者に限定する。【平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用】

(注) いわゆる「95%ルール」とは、課税売上割合が 95%以上の場合に、課税売上げに対応するものか否かの区分を要せず全額仕入税額控除を認める制度。

#### (3) 還付申告書に係る添付書類の提出義務化

不正還付防止のための内部審査を強化するため、消費税の還付申告書に添付する「仕入税額控除に関する明細書」の記載内容を充実させた上で、その提出を法令で義務化。

【平成 24 年 4 月 1 日以後提出する還付申告書について適用】

#### (4) 消費税の不正受還付罪の未遂罪の創設

悪質な不正還付請求事案に対処する観点から、消費税の不正受還付罪の未遂罪を創設。

【平成 23 年 8 月 30 日以後の違反行為から適用】

# 消費税：課税の適正化について②（事業者免税点制度）

## 1. 課題

事業者免税点制度の適用上限額（課税売上高 1,000 万円）は、2 年前の課税売上高で判定することとされているため、新設法人については設立から 2 年間免税事業者となる（ただし、資本金 1,000 万円以上の新設法人は、設立から 2 年間事業者免税点制度の適用が除外されている）（注 1）。

この資本金 1,000 万円未満の新設法人については、かねてより租税回避行為に悪用されているとの指摘がなされているところ（注 2）。

また、会計検査院からは、以下のような指摘がなされている。

- ① 2 年間免税となっている新設法人の中には、設立当初から相当の売上高を有する法人がある。
- ② いわゆる「法人成り」をした免税事業者の中には、設立当初から相当の売上高を有する法人がある。
- ③ 1,000 万円未満の資本金で法人を設立し、第 2 期の期中に資本金を 1,000 万円に増資することにより、2 年間免税となっている法人がある。
- ④ 設立後 2 年間免税の適用を受け、設立 3 期目以降に解散等している法人がある。

（注 1）事業者免税点制度の適用の有無は、消費税分の価格への転嫁の仕方に関わる問題であるため、課税期間の開始日までに確定している基準期間（前々事業年度）の課税売上高により判定することとしているが、資本金 1,000 万円未満の新設法人の新設 2 年間は基準期間がないため免税事業者となっている。

（注 2）例えば人材派遣業において、資本金 1,000 万円未満の法人を設立し、当該免税法人に業務を外注したように装って仕入税額控除することにより、人材派遣サービス費に係る消費税を事実上免れる事例が発生している。

(注3) 平成18年の会社法の施行により株式会社等の最低資本金制度が撤廃され、法人の設立が以前よりも容易になっている。

(注4) 平成23年度改正により、新設法人の設立1期目の上半期(6か月間)の課税売上高が1,000万円を超える場合には、原則として設立2期目には課税事業者となることとされた。

## 2. 改革の方向性

- 新設法人を利用した租税回避行為を防止するとの観点と、中小事業者の事務負担への配慮という制度本来の趣旨とのバランスを考慮し、一定規模以上の課税売上高(注)を有する事業者が設立する新設法人(例えば、資本関係により判定することが考えられる)については、事業者免税点制度の適用について見直しを行うこととしてはどうか。

(注) 消費税制度において中小事業者の事務負担に配慮するために設けられている措置の適用基準  
[いずれも課税売上高ベース]

- ① 事業者免税点制度 1,000万円
- ② 簡易課税制度 5,000万円
- ③ いわゆる「95%ルール」 5億円

# 消費税：課税の適正化について③（簡易課税制度）

## 1. 課題

簡易課税制度は、本来、「実際の仕入率」を計算できない中小事業者の事務負担への配慮から、課税売上高に係る税額の一定割合（みなし仕入率）を仕入税額として控除できる措置。

他方、この制度については、自ら「実際の仕入率」を計算できるにもかかわらず、簡易課税を適用した場合と本則計算をした場合の納税額を比べ、損得によりその適用を判断している事業者も多いとの指摘がなされているところ。

簡易課税制度の「みなし仕入率」は、業種ごとに 50%から 90%の間で定められているが、この水準は平成 9 年以降見直しが行われていない。今般、業種ごとに「実際の仕入率」の実態を把握するため、平成 20 年度分の申告事績を利用した実態調査を行ったところ、以下のような結果が得られた。【参考資料 40～42 ページ参照】

- ① 業種全体（本則課税適用者及び簡易課税適用者の双方を含む）の「実際の仕入率」の平均とその業種に適用される「みなし仕入率」を比較した場合、業種によっては、「みなし仕入率」の水準が「実際の仕入率」を大幅に上回っている状況にある。
- ② 簡易課税適用事業者の「実際の仕入率」の平均とその業種に適用される「みなし仕入率」を比較した場合、多くの業種において、「みなし仕入率」の水準が「実際の仕入率」を大幅に上回っている状況にあり、簡易課税を適用している事業者の納税額が相対的に過少となっている可能性がある。

## 2. 改革の方向性

- 実態調査の結果を踏まえ、「みなし仕入率」の水準について見直しを検討することとしてはどうか。

# 消費税：課税の適正化について④（中間申告制度）

## 1. 課題

消費税が消費者からの預り金的な性格を有することなどを考慮して、基準年税額（直前の課税期間の年税額）が 60 万円超（地方消費税を含む）の事業者については、基準年税額に応じて、年 1 回、3 回又は 11 回の中間申告が義務付けられている。

一方、基準年税額が 60 万円以下の事業者は中間申告をすることが認められていないが、中小企業団体からは、事業者の消費税納付のための資金繰り管理等の観点から、任意の中間申告を認める制度を創設すべきとの要望がなされている。

## 2. 改革の方向性

### （1）中間申告の義務がない中小事業者について

中間申告義務のない基準年税額が 60 万円以下の事業者のうち、自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告を可能とする制度を導入することについてどのように考えるか。

（注）仮に、任意の中間申告回数を自由に選択できる制度とすれば、現行制度において中間申告を義務付けられている事業者が中間申告回数を自由に選択できる制度も検討する必要がある。その場合、同じ売上規模でも事業者によって中間申告回数が異なってしまうことに加え、事業者によっては同じ課税期間内で通常の間申申告とは別に任意の中間申告を行う場合が出てくることも想定され、制度が複雑になることで納税者管理のコストが増加するおそれがある。

## (2) 現行の基準年税額について

消費税率が引き上げられると、各事業者の納税額がその分増えることになるため、結果的に中間申告を義務付けられる納税者の数は増加することになる。

消費税が消費者からの預り金的な性格を有することなどを考慮して中間申告制度が設けられていることを踏まえれば、税率の引上げに伴う納税額の増加に応じて中間申告回数が増加することは必要であると考えられるが、この点も踏まえ、現行の基準年税額を維持することについてどのように考えるか。

(注1) 前回の税率引上げ時(平成9年4月)には、基準年税額の水準は変更していない。

(注2) 諸外国において中間申告等の基準となる年税額の水準は、我が国の水準よりも相当に低い。

イギリス (原則) 課税期間は3か月であり、年4回の確定申告。  
(大規模事業者) 年税額200万ポンド(約2.6億円)超の場合、年8回の予納。

ドイツ (原則) 課税期間は1年であり、年12回の中間申告。  
(中小事業者) 年税額が7,500ユーロ(約87万円)以下の事業者は、年4回の中間申告。  
年税額が1,000ユーロ(約12万円)以下の事業者は、中間申告なし。

フランス (原則) 課税期間は1か月であり、年12回の確定申告。  
(中小事業者) 年税額4,000ユーロ(約46万円)未満の事業者は、年4回の確定申告を選択可。  
年税額1,000ユーロ(約12万円)未満の事業者は、年1回の確定申告を選択可。

# 参 考 资 料

# 総論

## 社会保障・税一体改革成案(抄) (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

### IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(中 略)

#### (3) 消費課税

消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

## 平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日  
閣 議 決 定〕

### 第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

#### 5. 消費課税

##### (1) 消費税

消費税のあり方については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」（平成 22 年 12 月 6 日）で指摘された以下の基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手していきます。

『社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。』

『社会保障の安定・強化を目的に消費税の引き上げを提起する場合には、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者 3 経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく。将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。また消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する。』

# 消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成 3 年改正】	【平成 6 年秋の税制改革等】 (注)平成 9 年 4 月施行	【平成 15 年度改正】 (注)平成 16 年 4 月施行	【平成 23 年度改正】
①税率： 3%		→ 4% 地方消費税創設(1%)		
②仕入税額控除:帳簿方式		→ 請求書等保存方式		
③免税点制度: 適用上限 3000 万円			→ 1000 万円	前年又は前事業年度上半期の課税売上高(給与支払額)が 1000 万円を超える事業者は不適用 (注)法人は 25 年 12 月決算から、個人は 25 年分から適用。
④簡易課税制度: ○ 適用上限 5 億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の 2 区分	→ 4 億円	→ 2 億円	→ 5000 万円  (注) 免税点制度と簡易課税制度の適用上限については、法人は 17 年 3 月決算から、個人は 17 年分から適用。	
90%、80%の 2 区分	→ 90%、80%、70%、60%の 4 区分	→ 90%、80%、70%、60%、50%の 5 区分		
⑤95%ルール:適用上限なし				→ 5 億円
⑥限界控除制度: 適用上限 6000 万円	→ 5000 万円	→ 制度の廃止		(注)法人は 25 年 3 月決算から、個人は 25 年分から適用。
⑦申告納付: 中間納付と確定申告の年 2 回  (中間申告の基準年税額 60 万超)	→ 中間申告納付回数を年 3 回に増加 (確定申告と合わせ年 4 回) 中間申告の基準年税額  60 万円超 500 万円以下 年 1 回 500 万円超 年 3 回	→ 中間申告の基準年税額の引下げ  中間申告の基準年税額(地方消費税を含む) 60 万円超 500 万円以下 年 1 回 500 万円超 年 3 回	→ 中間申告納付回数を年 11 回に増加 (確定申告と合わせ年 12 回) 中間申告の基準年税額(地方消費税を含む) 60 万円超 500 万円以下 年 1 回 500 万円超 6000 万円以下 年 3 回 6000 万円超 年 11 回	
⑧価格表示:			→ 総額表示を義務付け	
⑨使途:			→ 【平成 11 年度予算~】 福祉目的化	

## 消費税の課税事業者数の推移

### 【合計】

+165万件

(単位：万件、[%])

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
A 課税事業者数	208	213	372	367	358	354	349
B 本則課税	113	125	211	210	207	206	204
C 簡易課税 [C/A]	94 [45.4]	88 [41.5]	161 [43.2]	157 [42.8]	151 [42.3]	148 [41.8]	145 [41.6]

(注1) 各年度の件数は、各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した課税期間分の申告件数(国・地方公共団体等については翌年9月30日までの申告を含む。)である。

(注2) 15年度改正により、法人は17年3月決算から、個人は17年分から、免税点の適用上限を引下げ(3,000万円→1,000万円)。

### 【個人事業者】

+117万件

A 課税事業者数	44	42	162	157	149	146	143
B 本則課税	19	19	61	59	56	55	55
C 簡易課税 [C/A]	25 [56.4]	23 [54.8]	101 [62.3]	98 [62.4]	93 [62.5]	91 [62.0]	89 [61.8]

### 【法人】

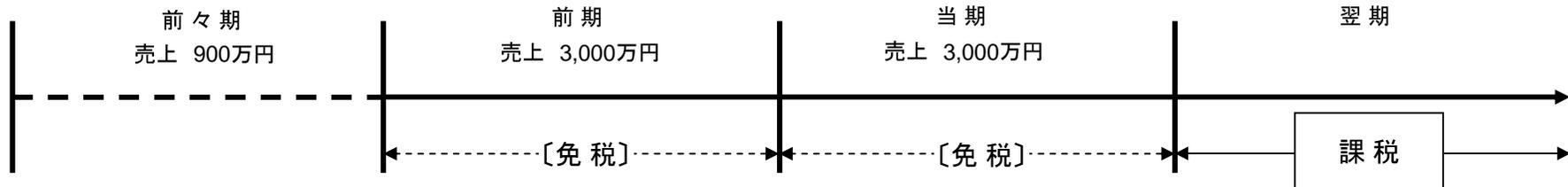
+48万件

A 課税事業者数	163	171	211	210	209	208	206
B 本則課税	94	106	151	151	151	150	149
C 簡易課税 [C/A]	69 [42.2]	65 [38.0]	60 [28.4]	59 [28.2]	58 [27.9]	57 [27.6]	57 [27.5]

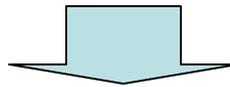
# 平成 23 年度改正における対応

## 消費税の免税事業者の要件の見直し(平成23年度改正)

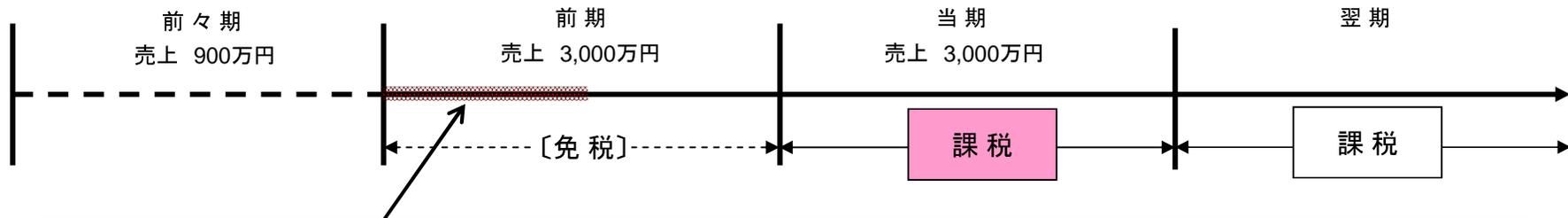
改正前



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定 ⇒ 前期に売上げが急増しても、課税事業者となるのは翌期から



改正後



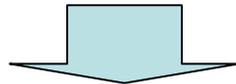
課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、その翌期から課税事業者とする。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできる。

※ 上記の改正は、その年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始するものについて適用する。

## 消費税のいわゆる「95%ルール」の見直し（平成23年度改正）

### 改正前

- 非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入税額控除を認めないのが原則。  
ただし、売上げのほとんど（95%以上）が課税売上げの場合は、全ての仕入れについて仕入税額控除を認めている（いわゆる「95%ルール」）。



### 改正後

- 事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定する。

※ 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。

## 消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。  
 具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜)}}{\text{課税売上げ(税抜)} + \text{非課税売上げ}}$$

- (1) 課税売上割合が95%以上の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）
- (2) 課税売上割合が95%未満の場合 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

### ① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額	控除できない消費税額	

### ② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
（課税売上割合で按分）	
控除する消費税額	控除できない消費税額

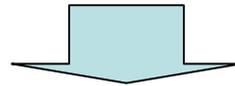
(注) いわゆる「95%ルール」については、平成23年度改正において、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限って適用することとする見直しが行われている（平成24年4月1日以後開始する課税期間について適用）。

## 還付申告書に係る添付書類の提出義務化（平成23年度改正）

### 改正前

- 消費税の還付申告の際、消費税の確定申告書に添付する「仕入税額控除に関する明細書」の提出は任意。

明細書の添付は任意であるため、強制力がなく、提出を拒否する事業者もいた。



### 改正後

- 不正還付防止のための内部審査を強化するため、「仕入税額控除に関する明細書」の記載内容を充実させた上で、提出を法令で義務化。

※ 上記の改正は、平成24年4月1日以後提出する還付申告書について適用。

## 消費税の不正受還付罪の未遂罪の創設（平成23年度改正）

### 改正前

- かねてより、架空仕入れを偽装するなどの方法で、虚偽の還付申告を行う事例が発生していたが、消費税法の不正受還付罪には未遂罪を処罰する規定がなく、実際に還付金の受領がない限り処罰されなかった。



### 改正後

- 悪質な不正還付請求事案に対処する観点から、消費税の不正受還付罪の未遂罪を創設。

※ 上記の改正は、平成23年8月30日以後にした違反行為について適用。

その他、税制への信頼の一層の向上を図る等の観点から、「故意の申告書不提出によるほ脱犯」の処罰規定が創設された（消費税のほか、所得税・法人税・相続税等についても適用）。

※ 平成23年8月30日以後にした違反行為について適用。

# 事業者免税点制度

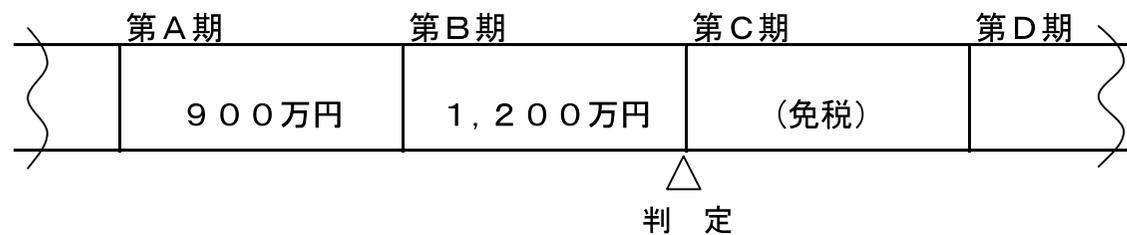
## 事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

### 制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

### 【 事 例 】



- 第C期 --- 免税（前々期（第A期）の課税売上高が1,000万円以下）

# 消費税の課税事業者数等

## 課税事業者

349万

個人事業者: 143万  
法人: 206万

うち 簡易課税適用 145万

個人事業者: 89万  
法人: 57万

## 免税事業者(推計)

509万 +  $\alpha$

個人事業者: 425万  
法人: 84万 +  $\alpha$

(注1) 免税事業者数は、次の統計等により、個人事業者数と法人数の合計から課税事業者数を差し引くことにより推計。

- ・ 個人事業者数については、平成22年国政調査(総務省)
- ・ 法人数については、国税庁特別集計(平成21年度)
- ・ 課税事業者数については、平成21年度統計年報書(国税庁)

(注2) 免税事業者の+ $\alpha$ とは、国勢調査上の事業者としてカウントされない事業者(兼業農家等)をいう。

## 全事業者数に占める免税事業者数の割合等について

### ○ 事業者数の比較

(単位: 者、社)

全事業者数の状況			割合
課税事業者数	個人	1,433,507	16.7%
	法人	2,059,819	24.0%
免税事業者数 (推計)	個人	4,250,893	49.5%
	法人	836,913	9.8%
合計数		8,581,132	100%

} 59.3%

### ○ 課税売上高(課税標準額)の比較

(単位: 億円)

課税売上高(課税標準額)の状況			割合
課税事業者 (課税標準額)	個人	352,743	2.8%
	法人	11,870,906	95.5%
免税事業者 (推計課税売上高)	個人	130,414	1.1%
	法人	78,659	0.6%
合計額		12,432,722	100%

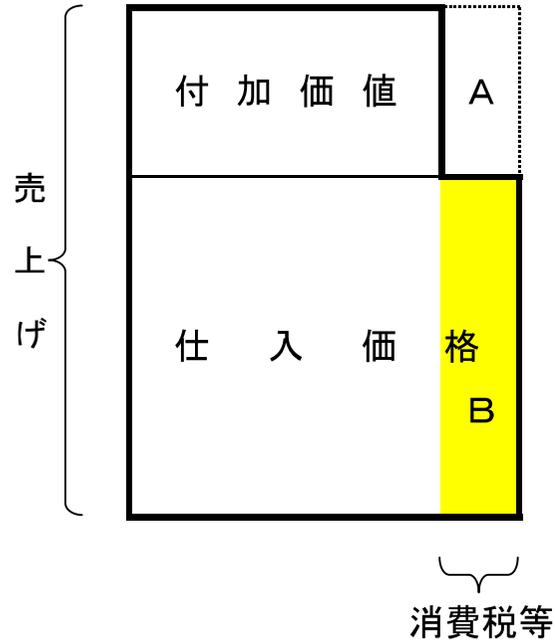
} 1.7%

- (備考) 1 課税事業者数及び課税事業者における課税標準額は、平成21年度消費税申告処理・状況表(国税庁)による。  
 2 免税事業者数については、平成22年国勢調査(総務省)及び国税庁特別集計(平成21年)により推計。  
 3 免税事業者の課税売上高については、免税事業者数(推計)に平均売上高(平成21年)と平均課税売上割合(平成12年)を乗じることにより試算。  
 4 免税法人数(約84万社)は全法人数(約290万社)の3割程度。

(注) 平成23年度改正における事業者免税点制度の見直しについては考慮していない。

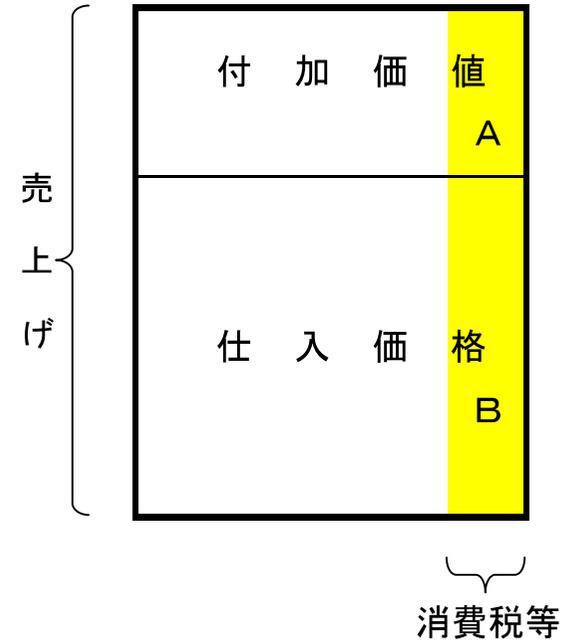
# 免税事業者における価格転嫁について

## 免税事業者



- 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているため、その分の値上げを行う必要がある。

## 課税事業者



- 消費税が課税されると事業者はA+Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。(Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

# 主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2011年6月現在)

日本	フランス <sup>(注2)</sup>	ドイツ	イギリス
<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>1,000万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。ただし、資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。また、前年又は前事業年度上半期における課税売上高（給与支払額）が1,000万円超の者についても不適用。（注1）</li> <li>○ 基準期間の売上高等により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。</li> </ul>	<p>当暦年の売上高</p> <p>前暦年の売上高</p> <p>1,004万円</p> <p>913万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物品販売・宿泊施設業においては年間売上高が前暦年913万円以下かつ、当暦年1,004万円以下である者は免税事業者。その他の業種においては前暦年365万円以下かつ、当暦年388万円以下である者は免税事業者。</li> <li>○ 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合には、超えた月の初日から課税事業者となる。</li> </ul>	<p>当暦年の売上見込額</p> <p>前暦年の売上高</p> <p>560万円</p> <p>196万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前暦年の年間売上高が196万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が560万円以下と見込まれる者は免税事業者。</li> <li>○ 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遡及的に課税されることはない。</li> </ul>	<p>当月の直前1年間の課税売上高</p> <p>当月以後1年間の課税売上見込額</p> <p>956万円</p> <p>930万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当月の直前1年間の課税売上高が956万円以下、または、当月以後の1年間において930万円以下と見込まれる者は免税事業者。</li> <li>○ ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が956万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。</li> </ul>

(注1) 法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用。

(注2) 物品販売・宿泊施設業者においては、前々暦年の年間売上高が913万円以下（その他の業種においては365万円以下）の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は1,004万円（その他の業種においては388万円）に緩和される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=131円、1ユーロ=112円（裁定外国為替相場：平成22年(2010年)11月における実勢相場の平均値）。

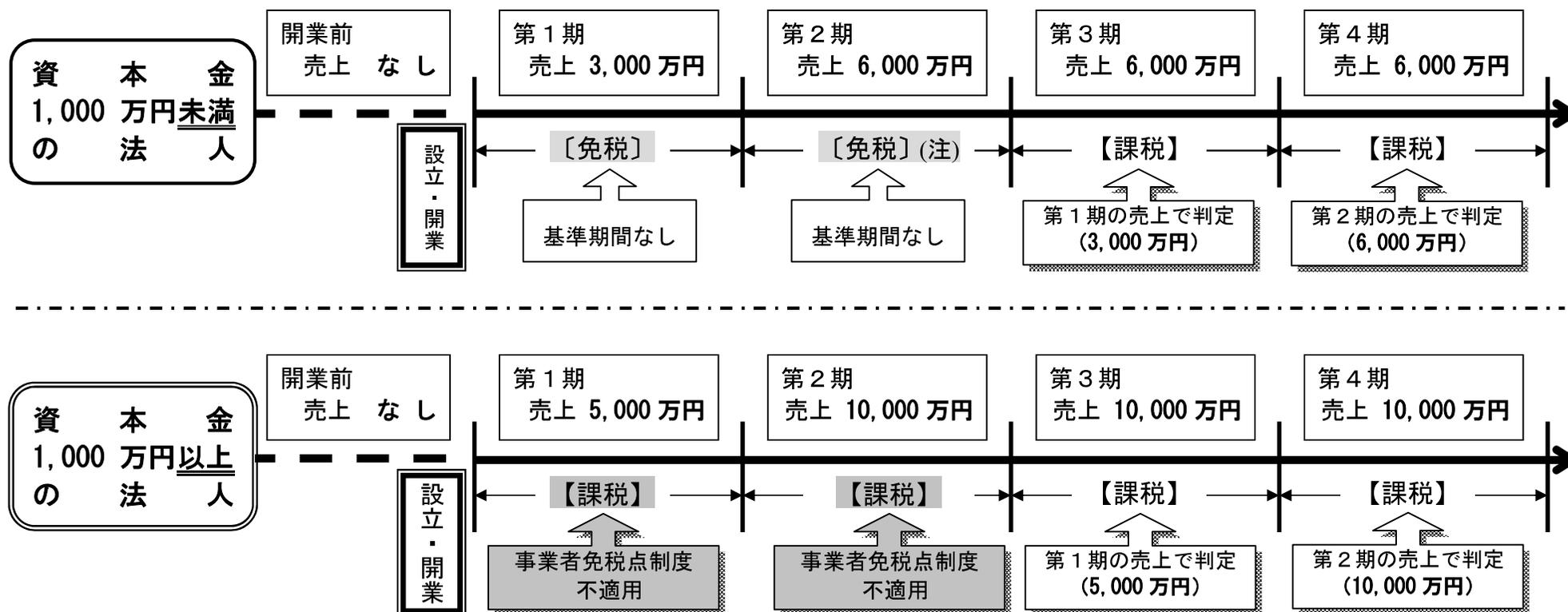
## 事業者免税点制度の新設法人に対する適用関係

### 事業者免税点制度

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務を免除。

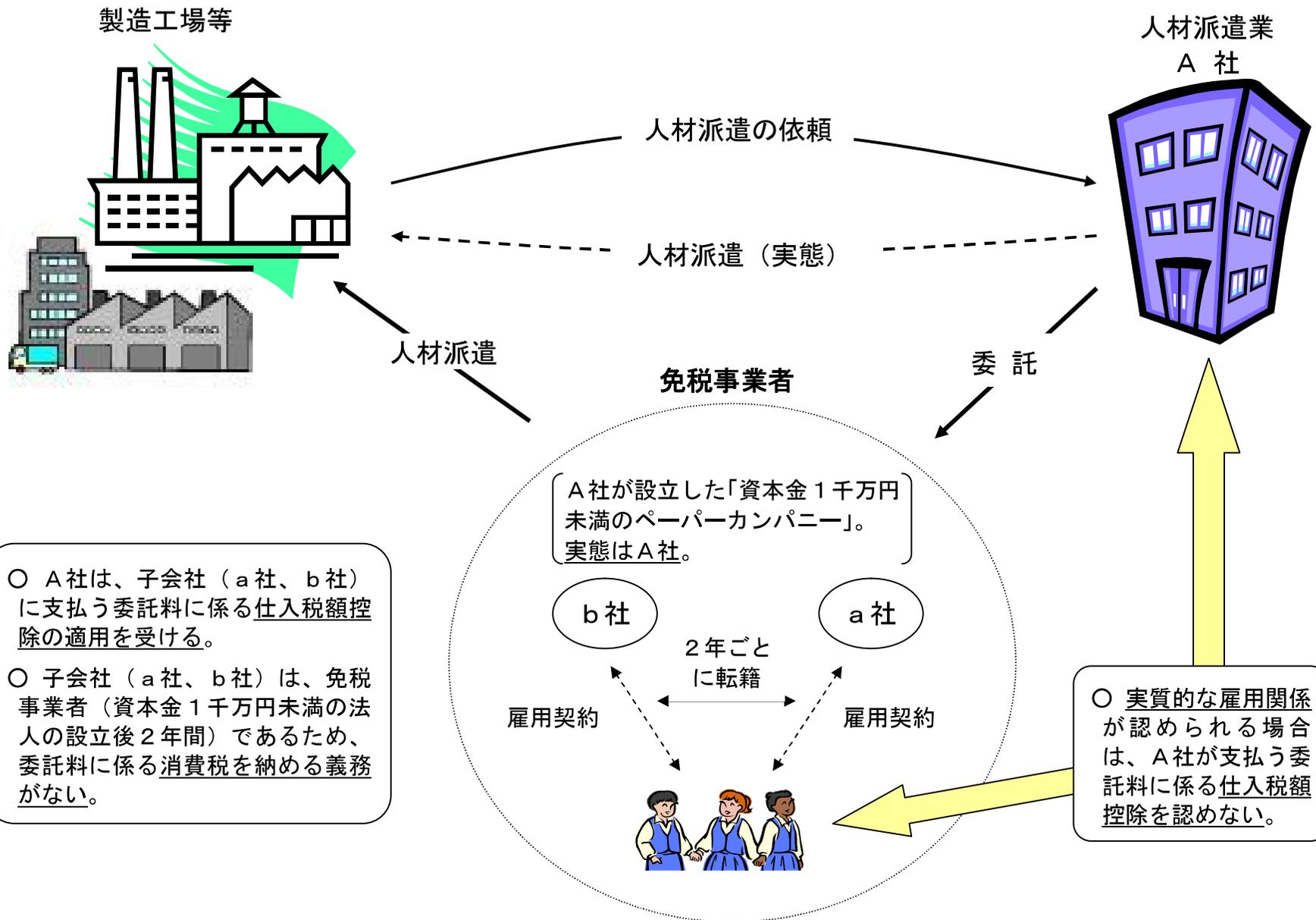
### ※ 新設法人に対する特例

資本金1,000万円以上の新設法人については、設立当初の2年間は、本制度を適用しない。



(注)平成23年度改正により、第1期上半期の売上げで判定し、課税売上高（法人は前事業年度上半期、個人は前年上半期）1,000万円超の事業者は課税となる。（法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用）

# 新設法人を利用した消費税の脱税事例

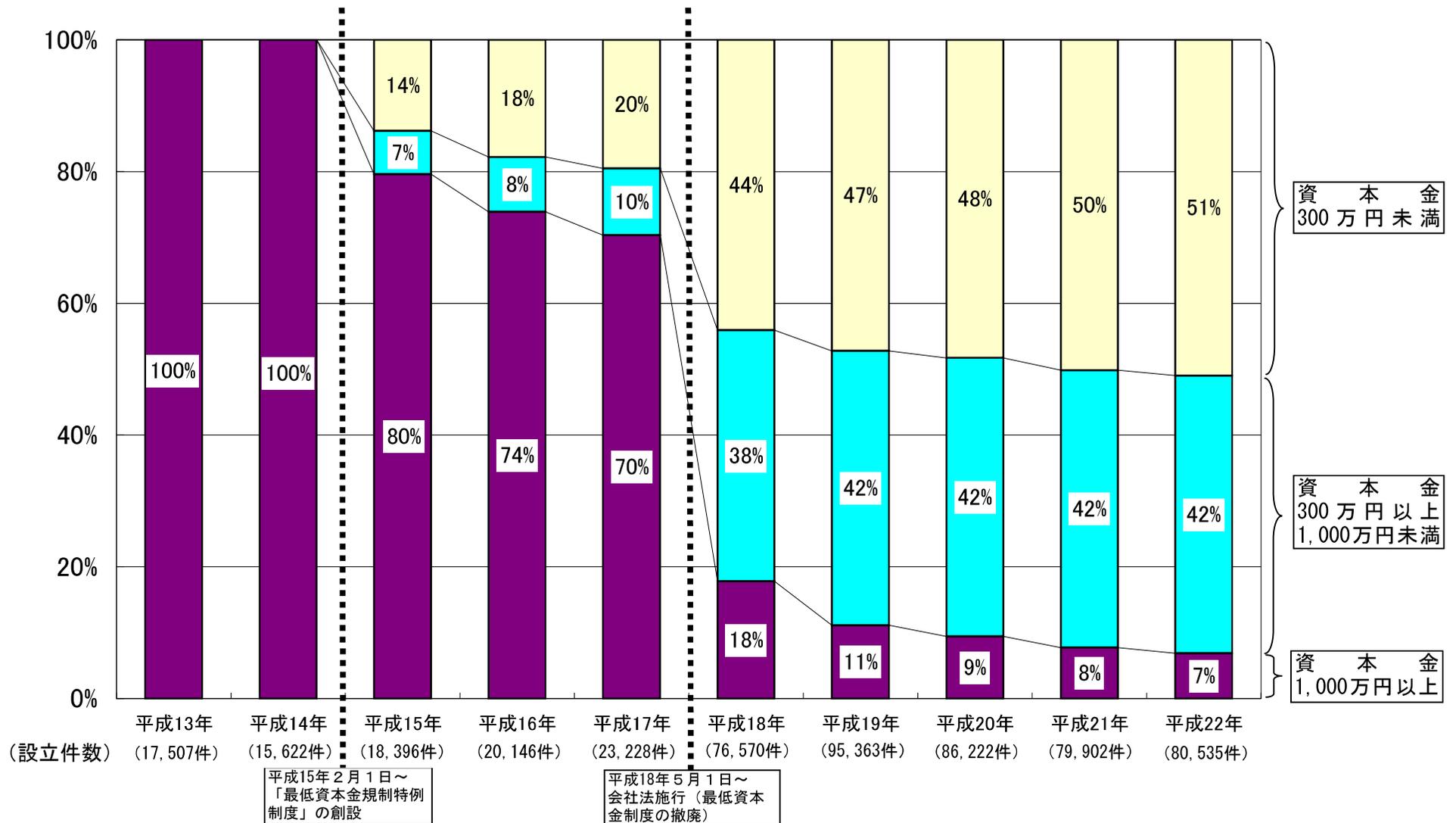


○ A社は、子会社（a社、b社）に支払う委託料に係る仕入税額控除の適用を受ける。

○ 子会社（a社、b社）は、免税事業者（資本金1千万円未満の法人の設立後2年間）であるため、委託料に係る消費税を納める義務がない。

○ 実質的な雇用関係が認められる場合は、A社が支払う委託料に係る仕入税額控除を認めない。

## 株式会社の設立状況の推移(平成13年～平成22年)



- (注) 1 登記統計(法務省)「登記の種類別・資本金階級別会社の資本金の額の変動の件数及び金額」による。  
 2 設立件数については、合併・分割による設立及び商号変更・組織変更・種類変更による設立件数は含まない。  
 3 新事業創出促進法の一部改正(中小企業挑戦支援法)により、資本金1円で株式会社を設立することが可能となる「最低資本金規制特例制度」が創設された(平成15年2月1日施行)。  
 4 会社法の施行(平成18年5月1日)により、最低資本金制度が撤廃された。

## 最低資本金制度について

### ○ 会社法施行前

株式会社については1,000万円、有限会社については300万円の最低資本金制度が存在（平成3年4月1日～）。

### ○ 平成15年2月1日～

新事業創出促進法の一部改正（中小企業挑戦支援法）により、資本金1円でも株式会社又は有限会社を設立することが可能となる「最低資本金規制特例制度」を創設。

（注）この特例制度は、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、2ヶ月以内に事業を開始する具体的計画を有する者のうち、経済産業大臣の確認を受けた者が設立する確認会社（株式会社又は有限会社）について、その設立から5年間は資本金の額が最低資本金未満でも可能とする制度（確認会社は、5年以内に最低資本金以上の増資を行うことや、毎年経済産業大臣に計算書類を提出することが必要）。

### ○ 平成18年5月1日～

会社法の施行により、最低資本金制度を撤廃。

## 会計検査院の検査報告について

### ○ 消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について（平成 23 年 10 月）

#### <会計検査院による所見>（要約）

従前から資本金 1000 万円未満の新設法人においても設立当初の第 1 期事業年度から相当の売上高を有する法人や設立 2 年以内の事業者免税点制度を利用した租税回避等を行っている法人が見受けられている。

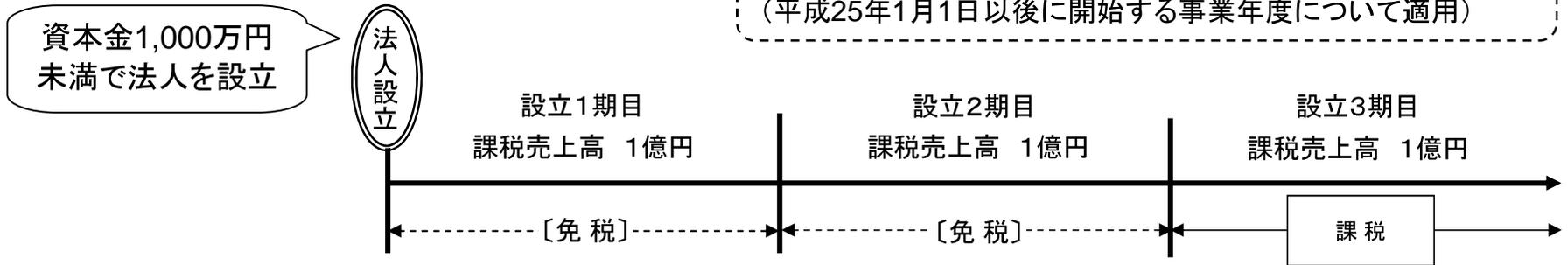
このような状況を踏まえて、事業者免税点制度が有効かつ公平に機能しているかに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

- ① 資本金 1000 万円未満の新設法人において設立 2 年以内の事業者免税点制度の適用を受けている法人の中に、設立当初の第 1 期事業年度から相当の売上高を有する法人が相当数見受けられた。
- ② 法人成り後も相当の売上高を有しているのに、第 1 期課税期間及び第 2 期課税期間において免税事業者となっている法人が相当数見受けられた。
- ③ 1000 万円未満の資本金で法人を設立し、第 2 期事業年度の開始の日の翌日以降に増資を行い資本金を 1000 万円以上にするなどにより、第 1 期課税期間及び第 2 期課税期間において免税事業者となっている法人が見受けられた。
- ④ 設立 2 年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後の第 3 期課税期間以降に解散等している法人が見受けられた。

今後、消費税に関わる幅広い議論が十分なされるよう、消費税の課税の趣旨等の例外として設けられている事業者免税点制度の在り方について、引き続き、様々な視点から不断の検討を行っていくことが肝要である。

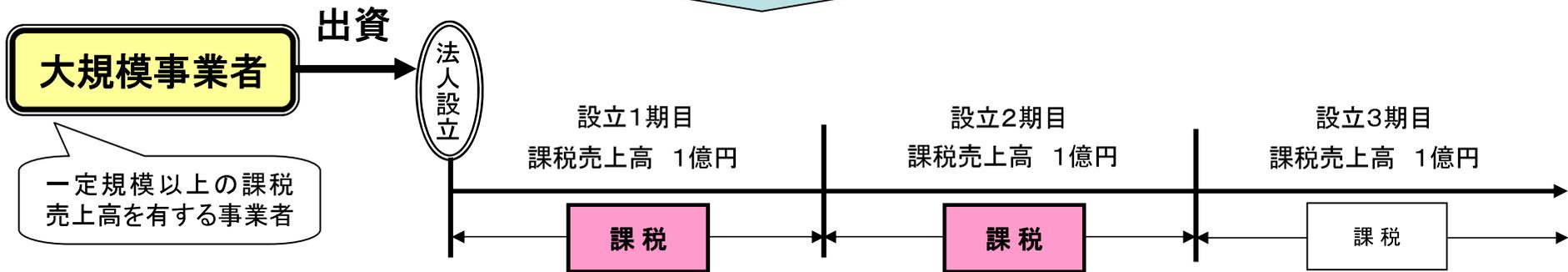
# 新設法人の免税事業者の要件について(見直しの方向性)

現行



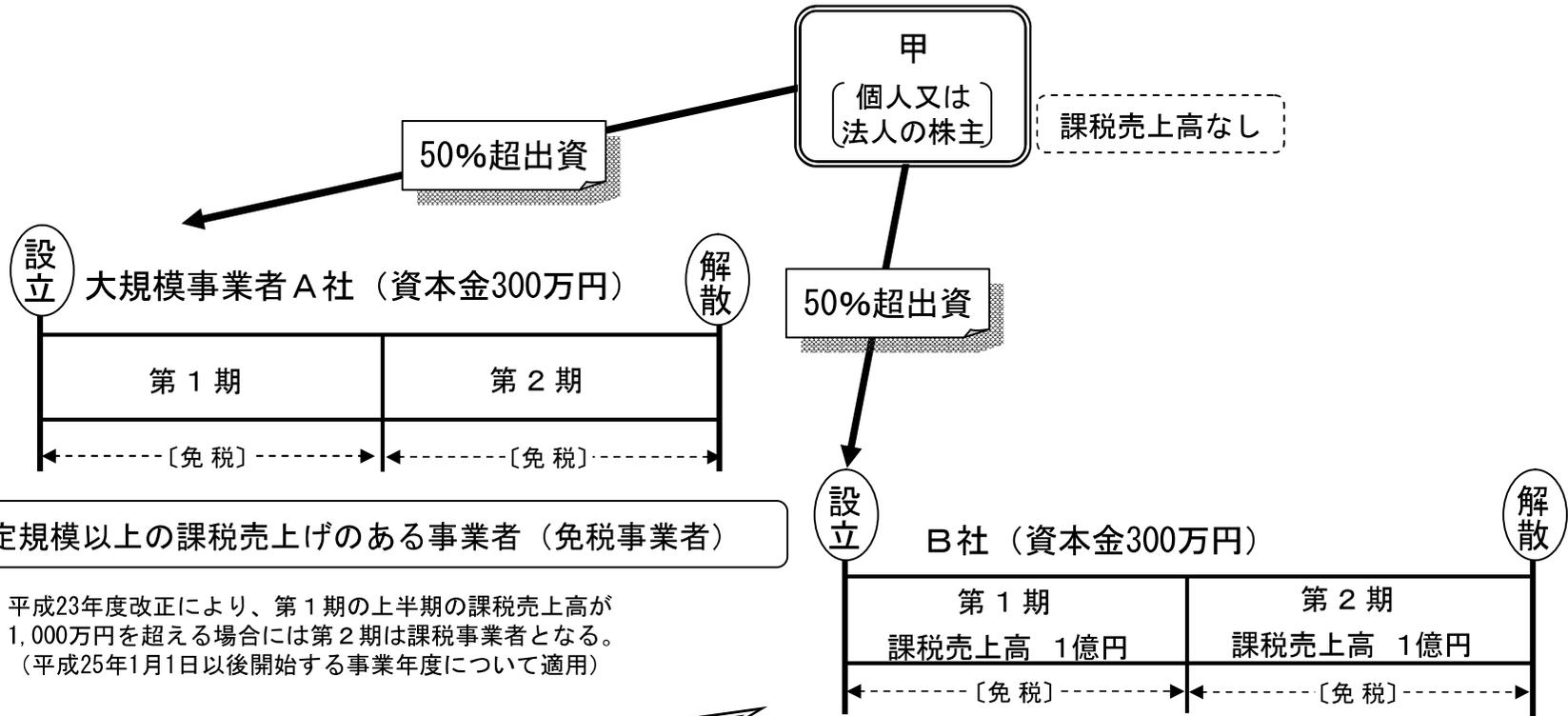
基準期間のない設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

見直しの方向性



大規模事業者が設立する新設法人(例えば、資本関係により判定することが考えられる)については、事業者免税点制度の適用について見直しを行うこととしてはどうか。

# 新設法人を利用した事業者免税点制度の悪用事例



現 行

事業者免税点制度を悪用し、1～2年ごとに会社（資本金1,000万円未満）の設立と解散を繰り返して納税を免れることが可能。

見直しの方向性

（例）株主甲が大規模事業者 A 社を解散して B 社を設立  
 ⇒このような場合、B 社については事業者免税点制度の適用について見直しを行うこととしてはどうか。

## 売上階層区別の課税事業者数(平成21年度分)

(単位:件)

売上階層区分	個人事業者	法人	合計
5億円超	(0.1%) 1,422	(10.1%) 208,737	(6.0%) 210,159
3億円超～5億円以下	(0.2%) 2,972	(5.3%) 108,333	(3.2%) 111,305
1億円超～3億円以下	(2.6%) 36,692	(19.4%) 400,544	(12.5%) 437,236
5,000万円超～1億円以下	(5.8%) 82,436	(17.5%) 360,983	(12.7%) 443,419
5,000万円以下	(91.4%) 1,309,985	(47.6%) 981,222	(65.6%) 2,291,207
合計	(100%) 1,433,507	(100%) 2,059,819	(100%) 3,493,326

(注)1 平成21年度消費税申告処理・状況表(国税庁)に基づき作成。

2 売上階層区分については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した課税期間の申告件数である(消費税申告書における課税標準額をもとに売上階層別に集計)。

なお、国及び地方公共団体等については法人でカウントしており、平成21年9月30日までの申告を含む。

3 上記表における売上階層区別の課税事業者数の割合については、四捨五入によっており、必ずしも合計が一致しない。

## 新設法人を利用した消費税の脱税事案の件数の推移

(単位:件)

課税売上高	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
～ 1億円						0
1億円 ～ 3億円	1				1	2
3億円 ～ 5億円	1	2		3	5	11
5億円 ～ 10億円	10	2	3	3	3	21
10億円 ～ 30億円	2	8	3	4	3	20
30億円 ～ 50億円	1	2				3
50億円 ～			1			1
計	15	14	7	10	12	58
平均課税売上高	9.8億円	16.2億円	16.5億円	10.1億円	9.6億円	12.2億円

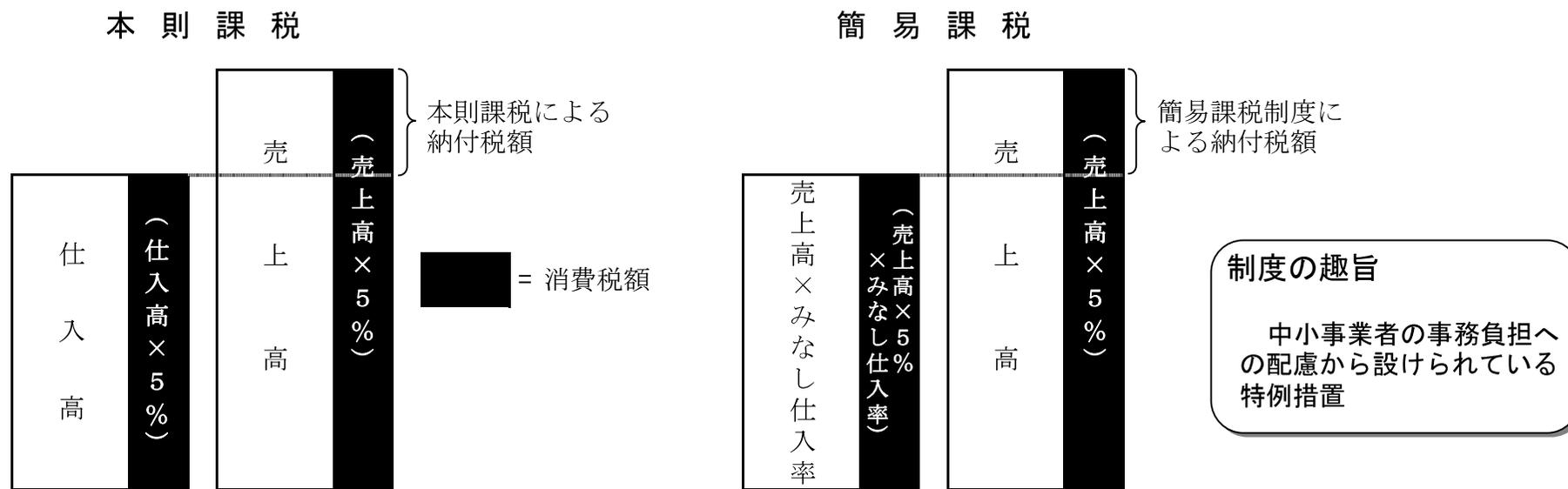
(注) 上記件数は、国税局から検察庁へ告発した件数(資本金1,000万円未満の新設法人に係る事業者免税点制度を悪用し、消費税を免れていた事案)の推移である。なお、課税売上高は、各事件の告発対象期の最終課税期間に係る調査後課税売上高による。

(出所) 国税庁調べ。

# 簡易課税制度

# 簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。



$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\% = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

## 平成 21 年度 簡易課税制度の適用割合（個人・法人計：全課税事業者数）

（単位：件）

業 種	課 税 事 業 者 数	一 般 申 告	簡 易 申 告	適 用 割 合
農 林 水 産 業	1 8 7, 9 9 7	5 2, 2 0 4	1 3 5, 7 9 3	7 2. 2 %
鉱 業	3, 6 5 0	3, 0 3 6	6 1 4	1 6. 8 %
建 設 業	6 1 1, 4 3 8	3 6 4, 1 3 4	2 4 7, 3 0 4	4 0. 4 %
製 造 業	4 3 0, 8 4 3	2 6 6, 8 7 4	1 6 3, 9 6 9	3 8. 1 %
卸 売 業	2 9 8, 4 2 4	2 3 7, 8 3 0	6 0, 5 9 4	2 0. 3 %
小 売 業	5 3 1, 3 9 4	3 6 0, 3 0 8	1 7 1, 0 8 6	3 2. 2 %
飲 食 店	2 1 5, 8 8 1	1 1 4, 1 9 3	1 0 1, 6 8 8	4 7. 1 %
金 融・保 険 業	3 4, 0 3 7	1 7, 3 4 8	1 6, 6 8 9	4 9. 0 %
不 動 産 業	2 4 4, 7 0 6	9 3, 8 4 7	1 5 0, 8 5 9	6 1. 6 %
運 輸・通 信 業	8 9, 5 6 4	7 0, 5 5 3	1 9, 0 1 1	2 1. 2 %
電 気・ガ ス・水 道 業	1, 3 0 0	1, 1 4 9	1 5 1	1 1. 6 %
サ ー ビ ス 業	8 4 4, 0 9 2	4 5 8, 7 6 3	3 8 5, 3 2 9	4 5. 7 %
全 業 種	3, 4 9 3, 3 2 6	2, 0 4 0, 2 3 9	1, 4 5 3, 0 8 7	4 1. 6 %

（備考）「平成 21 年度消費税申告処理・状況表」（国税庁）により、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に終了した課税期間分の申告件数（国・地方公共団体等については、平成 21 年 9 月 30 日までの申告を含む）を集計。

# 主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要

(2011年1月現在)

日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
<p>前々課税期間 の課税売上高</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">5,000万円</div>	<p>な し</p>	<p>前 暦 年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">687万円</div>	<p>一年間の 課税売上見込額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">1,965万円</div>
<p>○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。</p> <p>○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業等）の5区分である。</p>		<p>○ 前暦年の年間売上高が687万円以下の者は平均率による簡易課税（課税売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。</p>	<p>○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が1,965万円以下の者は平均率による簡易課税（売上総額に平均率を乗じて納付税額を計算）を選択することができる。（注）</p>

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド=131円、1ユーロ=112円（裁定外国為替相場：平成22年(2010年)11月における実勢相場の平均値）。

## みなし仕入率改正の推移

	創設時	平成3年改正 (平成3年10月から適用)	平成8年度改正 (平成9年4月から適用)
卸 売 業	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)
小 売 業	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)
農 林 水 産 業		70% (第三種)	70% (第三種)
鉱 業			
建 設 業			
製 造 業			
料 理 飲 食 業		60% (第四種)	60% (第四種)
金 融 保 険 業			
運 輸 ・ 通 信 業			
サ ー ビ ス 業		50% (第五種)	50% (第五種)
不 動 産 業			

# 平成 20 年度分課税仕入率の実態調査について

## 1. 概要

消費税の課税事業者における課税仕入率（課税仕入高／課税売上高）の実態を把握するために実施。

## 2. 調査について

### (1) 調査対象者

個人事業者：平成 20 年分

法人：平成 20 年 4 月決算～平成 21 年 3 月決算分

#### ① 簡易課税適用者

全国の税務署から抽出した 330,067 者（個人事業者 325,098 者、法人 4,969 社）

（注 1）簡易課税適用者については、申告事績から実際の仕入税額を把握することができないため（みなし仕入税額で申告）、決算書等から課税仕入額を試算した。

（注 2）兼業による影響を排除するため、主たる業種の売上げが 75%以上のものを対象とした。

（注 3）個人事業者に比べて法人の調査対象者数が少ないのは、法人については必要なデータが紙ベースでしかとれないため、1%程度を目安としたサンプル調査であることによる（個人事業者は原則として国税庁のデータベースを利用した全数調査）。

（注 4）不動産事業については、不動産売買業（第 1 種（卸売業）又は第 2 種（小売業））を営む者、不動産賃貸、管理及び仲介業（第 5 種）を営む者及びその両方を営む者がいることから、事業の一部でも不動産の売買を行っている者を調査対象から除外した上で、残りの者を不動産賃貸、管理及び仲介業を営む者とみなして「不動産業」（第 5 種）に分類している。

#### ② 本則課税適用者

国税庁の課税事績による売上 1 千万円超～5 千万円以下の事業者 605 千者（個人 322 千者、法人 282 千者）。

### (2) 簡易課税適用者の課税仕入率の試算方法

課税仕入率の試算に当たっては、決算書等の売上原価及び販売費一般管理費等の必要経費額から、給料手当、支払保険料等の課税仕入れに該当しない額を控除する方法で課税仕入高を把握した。なお、課税仕入れと非課税仕入れ（不課税を含む）が混在する可能性のある費目については、一定の基準により按分して試算した。

## 3. 調査結果概要

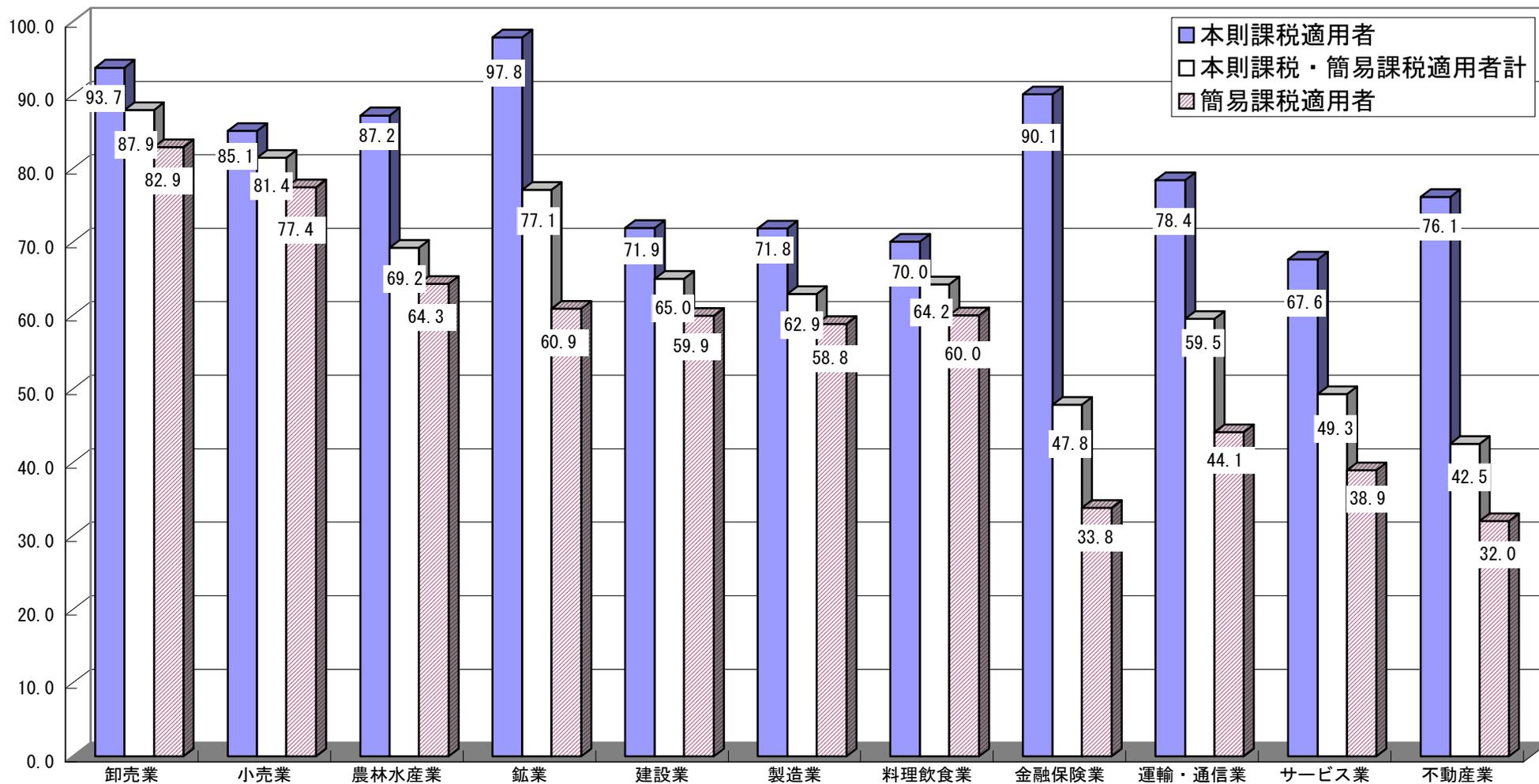
	卸売業	小売業	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	料理飲食業	金融保険業	運輸・通信業	サービス業	不動産業
簡易課税適用者	82.9%	77.4%	64.3%	60.9%	59.9%	58.8%	60.0%	33.8%	44.1%	38.9%	32.0%
調査対象者数	10,578者	36,475者	63,089者	42者	57,867者	28,293者	45,154者	1,365者	3,730者	77,850者	5,624者
本則課税適用者	93.7%	85.1%	87.2%	97.8%	71.9%	71.8%	70.0%	90.1%	78.4%	67.6%	76.1%
対象者数	36,113者	135,324者	25,607者	319者	116,272者	50,828者	60,616者	3,560者	11,090者	139,029者	25,888者

（備考）鉱業の調査対象者が少ないのは、もともと鉱業を営む事業者数（3,650者）が少ないことによる。

# 業種別課税仕入率 《個人・法人計》

(平成20年度分実態調査)

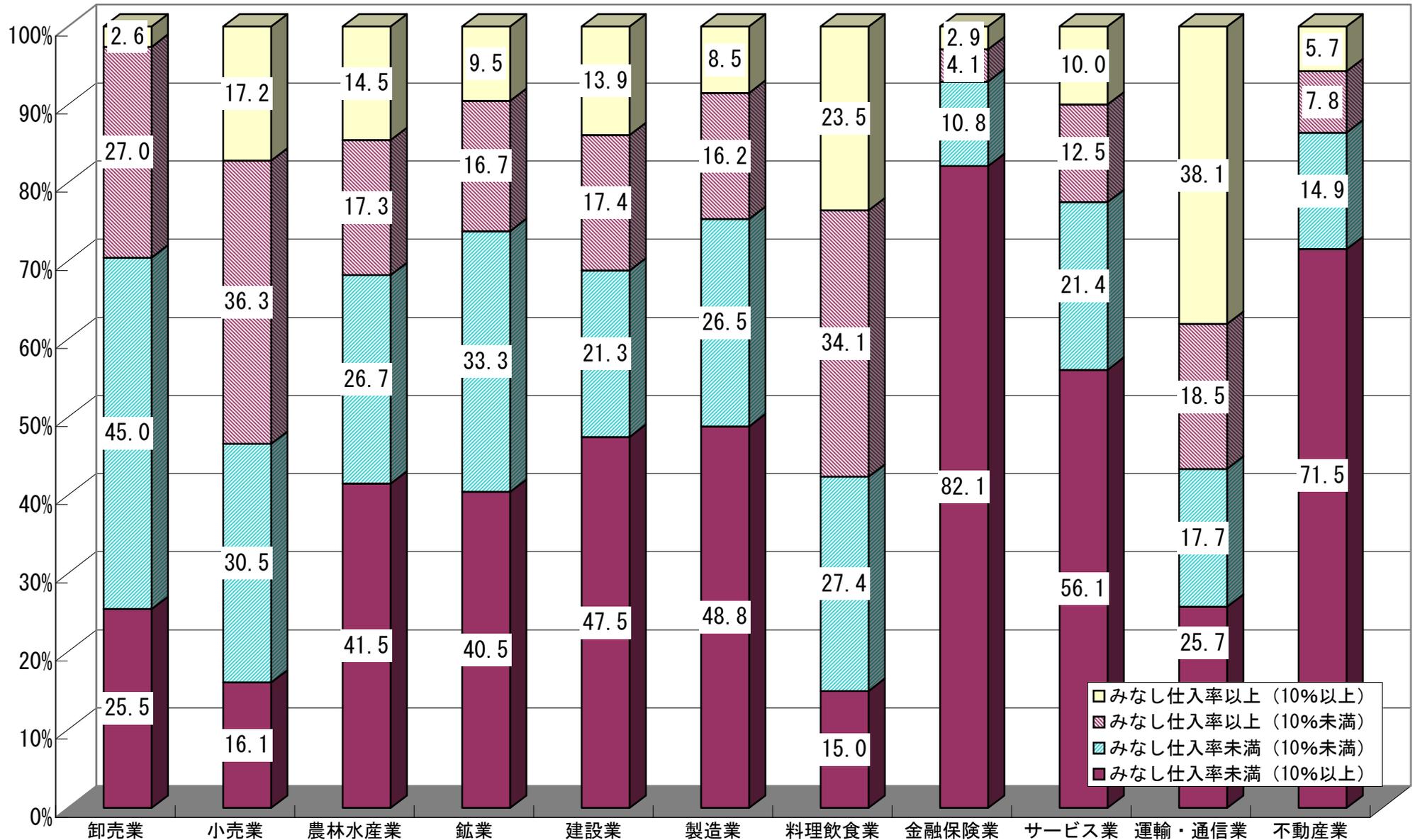
[仕入率(%)]



業種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%

- (備考) 1. 本則課税適用者の仕入率は、国税庁の申告事績(課税売上高1,000万円超~5,000万円以下)に基づくものである。  
 2. 簡易課税適用者の仕入率は、全国の税務署から抽出した課税売上高1,000万円超~5,000万円以下の簡易課税適用者330,067者について、決算書等を基に推計した。

## 簡易課税適用事業者の仕入率別分布状況 (売上1,000万円～5,000万円以下)



(備考) 平成20年度分実態調査による。

# 中間申告制度

## 消費税の申告納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注)平成9年4月施行	【平成15年改正】	前課税期間 の年税額
年12回 〔確定申告1回〕 〔中間申告11回〕				6,000万円超	6,000万円
年4回 〔確定申告1回〕 〔中間申告3回〕		500万円超	500万円超	6,000万円以下 500万円超	500万円
年2回 〔確定申告1回〕 〔中間申告1回〕	60万円超	500万円以下 60万円超	500万円以下 60万円超	500万円以下 60万円超	60万円
年1回 〔確定申告1回〕	60万円以下	60万円以下	60万円以下	60万円以下	
消費税 率 (地方消費税を含む)	3 %		5 %		

(注1) 平成9年4月以降の前課税期間の年税額は、地方消費税を含む額。

(注2) 平成15年度改正による改正後の申告納付制度は、平成16年4月1日以後に開始した課税期間について適用される。

## 消費税の中間申告制度について

### 【中間申告制度の概要】

直前の課税期間の確定 消費税額（年税額）	中間申告回数	中間納付税額
6,000万円超	年11回	直前の課税期間 の年税額の1/12
6,000万円以下 500万円超	年3回	直前の課税期間 の年税額の1/4
500万円以下 60万円超	年1回	直前の課税期間 の年税額の1/2
60万円以下	中間申告 義務なし	—

現 行

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が60万円以下の事業者  
⇒中間申告義務なし

見直しの方向性

自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告を可能とする制度を導入することについてどのように考えるか。

（注）確定消費税額（年税額）は、地方消費税を含む額。

## 主要国の付加価値税における申告納付制度の概要（未定稿）

（2011年7月現在）

国名	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス	E C 指 令
課税期間	1年 [選択により3か月又は1か月]	1か月	1年	3か月 [選択により1か月]	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間
申告・納付	確定 <b>年1回</b> 課税期間終了後2か月以内に申告・納付 [個人事業者 翌年3月31日]	<b>年12回</b> 事業者ごとに定められる翌月15日から24日の期限までに申告・納付	<b>年1回</b> 課税期間の翌年5月31日までに申告（納付は申告から1か月以内）	<b>年4回</b> 課税期間終了後1か月と1週以内に申告・納付(注3)	課税期間終了後2か月以内に申告・納付
	中間 前課税期間の年税額(注1)に応じて以下の中間申告・納付 ・6,000万円超 <b>年11回</b> ・500万円超 <b>年3回</b> ・60万円超 <b>年1回</b>		<b>年12回</b> (注2) 毎月の発生税額を中間申告・納付	基準期間(1年間)の税額が200万ポンド(2億6,400万円)超の場合、年8回の予納	仮納付を請求可
	中小特例等 年間売上高に応じて、 <b>年1回の確定申告</b> かつ <b>年4回の予納を選択可</b> ・物品販売・宿泊施設業 77.7万ユーロ(9,013万円)以下 ・その他 23.4万ユーロ(2,714万円)以下 年税額4,000ユーロ(46万円)未満の者は、 <b>年4回の確定申告</b> を選択可 前年の税額が1,000ユーロ(12万円)未満の者は、 <b>年1回の確定申告</b> を選択可	前年の税額に応じて、 <b>中間申告</b> については上記に替えて以下を適用 ・1,000ユーロ(12万円)超 7,500ユーロ(87万円)以下 <b>年4回の中間申告</b> ・1,000ユーロ(12万円)以下 <b>中間申告なし</b>	年間課税売上高が135万ポンド(1億7,820万円)以下と見込まれる者は、 <b>年1回の確定申告</b> かつ <b>年9回(注4)または年3回の予納</b> を選択可		

(注1) 前課税期間の年税額は、地方消費税を含む。

(注2) 課税期間の最終月についても中間申告・納付を行い、別途翌年5月31日までに確定申告を行うこととされている。

(注3) 電子申告の場合。なお、書面申告による場合は、課税期間終了後1か月以内に申告・納付。

(注4) 課税期間の4か月目から12か月目にかけて計9回予納。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

**そ の 他**

# 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

[日本]  
請求書

14年11月20日 No.

株式会社〇〇商事様 株式会社△△商事  
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000- 税率 5% 消費税額等 50,000

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	摘要
11/20	パソコン	5	174,000	870,000	
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	
	プリンター	3	22,000	66,000	
	合計			1,000,000	

記載義務なし

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

課税事業者の登録番号

Sales Invoice No.174  
○×△ TRADE LTD  
From: Any Street, Any Town  
To: N. Obody, 222 The High Street  
London NET4 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

Sale: Time of supply 16/01/02 Date of Issue:19/01/02

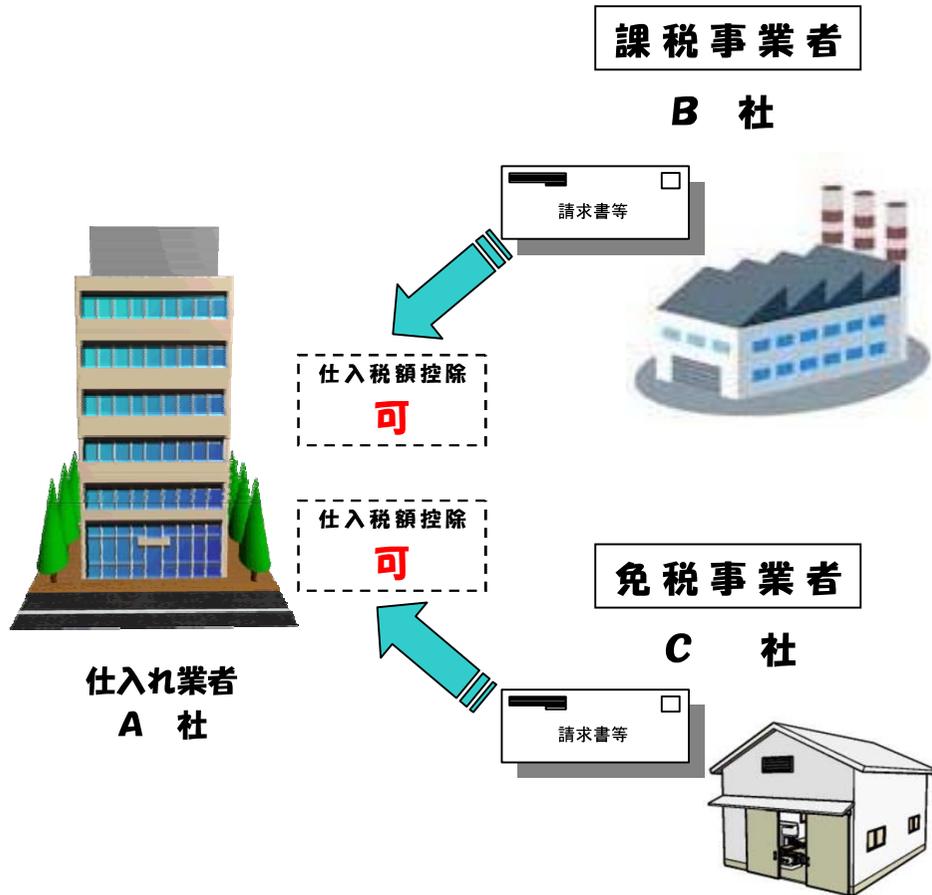
Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
	Total (Net)	338.60	Total VAT	59.25
	VAT			59.25
	TOTAL			£397.85

適用税率・税額の記載を義務付け

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。
  - 「インボイス方式」は、
    - ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。
    - ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。
- (注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

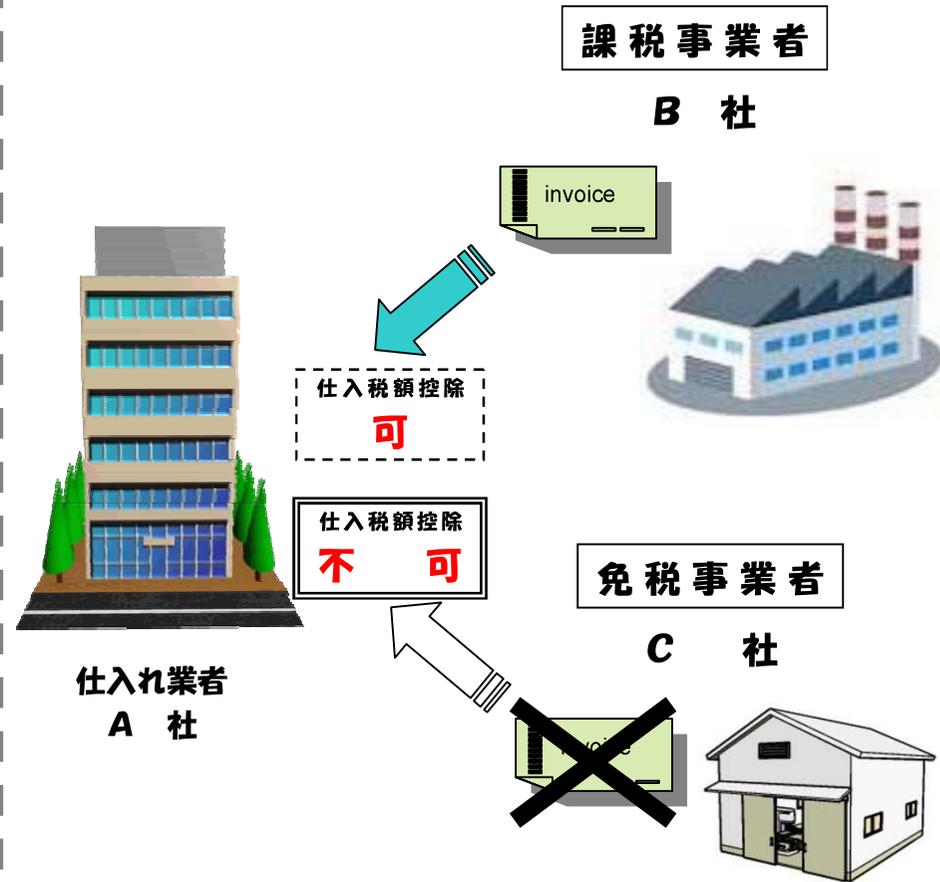
# インボイス制度の導入が免税事業者に与える影響

## 現行制度



※ 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。

## インボイス制度導入後



※ インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除不可。

## 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2011年1月現在)

国名	EC指令 <sup>(注)</sup>	フランス	ドイツ	イギリス	≪参考≫ 日本 【請求書等保存方式】
仕入税額控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者に支払うべきまたは支払った付加価値税額は控除可(168条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一括して割り戻す形(税込価額×4/105)で計算した消費税額を控除
発行資格・義務者	課税事業者(220条) ※ 免税事業者は税額記載不可(289条)	事業者 ※ 免税事業者は税額記載不可	事業者 ※ 免税事業者は税額記載不可	登録納税義務者 (登録番号が付与される) ※ 非登録事業者(免税事業者)は発行不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額等 (226条)	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額等	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額等	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額等	<b>【請求書等の記載事項】</b> ① 年月日 ② 書類の作成者の氏名又は名称 ③ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ④ 資産又は役務の内容 ⑤ 税込対価 ※ 税額の記載は任意
免税事業者からの仕入れ	—	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。)	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。)	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。)	免税事業者が発行した請求書等の場合にも、税額控除を容認。

(注) EC指令は、2007年1月より、それまでのEC第6次指令が改編されたもの。(内容について実質的な変更はなく、条文の構成や文言等が修正された。)